

児童発達支援事業所における自己評価結果 (公表)

令和4年3月27日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係が適切である	○		整理整頓を心がけて適切な活動スペースを確保するとともに、日々職員で話し合い、その日の利用児童に合わせて臨機応変に空間対応できるように努めています。	今後も、適切なスペースの確保と環境整備に努めてまいります。
	2 職員の配置数は適切である	○		基準の配置を上回る職員数を保ち、一人ひとりにしっかり関わることでできる体制を作っています。個々の成長に応じてマンツーマンでの療育もおこなっております。	今後も、適切な人員を配置・確保して運営してまいります。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいのある特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		利用児童の特性に応じた視覚支援や年齢発達に応じた家具の配置・導線作りを努め、定期的に見直しをおこなっています。	今後も利用児童一人ひとりの特性に応じた環境づくり・配慮をしていきます。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		営業時間の前後、屋に施設内の消毒清掃と換気をおこない、療育終了後は使用教材の洗浄除菌を毎日実施し清潔を保っています。	今後も清潔で心地よい空間・環境づくりに努め、感染予防対策にもより注意してまいります。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に広く職員が参加している	○		毎日、サービス提供時間前に職員全体で集まり、利用児童の支援について話し合いを設けています。また、定期的に会議を開き、評価や課題分析・日々の振り返りや業務改善について話し合い、共通理解に努めています。	今後も同様にPDCAサイクルによる業務改善に職員全員で努めてまいります。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		アンケートを配布し、ご意見ご意向を把握することにより、改善に繋がっています。	今後も、常時保護者様からのご意見をいただき、把握したうえで業務改善に繋がっていきたく思います。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		COMPASS 発達支援センターの公式 Web サイトにて公開致します。	今後も、毎年 Web 上で自己評価表の公開をおこなってまいります。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		現時点では第三者による外部評価は行われていません。	第三者からの評価受審については、今後の検討課題と致します。
適切な支援の提供	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		新型コロナウイルス感染予防のため、現在、外部研修は控えておりますが、事業所内研修はできる限り定期的におこなっております。	新型コロナウイルス収束の際は、外部研修にも積極的に参加して、研修の機会を多く持ち、職員の資質向上を図ってまいります。
	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		アセスメントを実施し、また定期的な保護者様との面談により、児童の状況や課題を確認したうえで、客観的な視点で目標を立て、支援計画の作成をおこなっています。	今後も適切な手順をふみ、支援計画を作成してまいります。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントツールを使用し、モニタリング時には法人で統一したチェックシートで、児童の状況把握をおこなっています。	今後も標準化されたシートを活用した適切なアセスメントで状況把握に努めてまいります。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		ガイドラインから利用児童の特性に合わせた項目を選択し、必要な具体的な支援内容を設定しています。	今後も一人ひとりに合わせた項目を選択し、保護者様からご意見や具体的な支援内容の提供に努めてまいります。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		作成された一人ひとりの支援計画内容を職員全体で周知・共有し、日々の支援を提供しています。	今後も、支援計画に沿った支援内容を職員全体で細やかに提供できるように努めてまいります。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		支援計画とともに、チームで立案・役割分担し、協力して支援を行っています。その立案に対しては、日々話し合いをもち、改善・より良い支援提供に努めています。	今後もよりよい支援の提供ができるよう、チームでの立案に努めてまいります。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		季節を取り入れた制作や行事を行ったり、個別療育以外の小集団療育等、利用児童の状況に合わせた日々の内容・支援をおこなっています。また、COMPASS 系列事業所との情報共有や専門職の手法等、多彩な趣向を凝らした支援をおこなっています。	今後も活動が固定化しないよう、一人ひとりの状況に応じた支援に努め、その内容が利用児童に反映され保護者様に伝わるように配慮してまいります。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個々の発達段階に合わせた計画に応じ、その都度個別活動と集団活動を組み合わせて対応しています。PDCA サイクルに基づき、確認も怠らないようにしています。	今後も同様に、適切に組み合わせた支援計画を作成してまいります。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎日その日の職員全体での打ち合わせをおこなっています。その日の担当児童のみならず、利用児童全員に対して共通理解と支援にあたることのできるよう情報提供に努めています。	今後も支援するにあたり重要な時間と位置付け、時間を惜しまず、情報共有と理解の一致に努めてまいります。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		一人ひとりのその日の支援に対し、成功点・工夫・気になる点等を出し、次回利用時の支援に繋がっています。勤務時間・業務の都合により、参加できない場合もあるので、伝え合いや連絡ノート等で工夫して、共有が出来るように努めています。	今後も、振り返り・情報共有を大事に日々実施してまいります。
関係機関や保護者との連携	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		日々の療育内容・体調・生活状況の変化等の気づいた点も記録し、職員、保護者様に報告しています。また、保護者様との連絡帳や、口答での連絡により、当日の利用児童に関する情報をいただくことで検証・改善に繋がっています。	今後も、適切かつ細やかな経過記録に努め、検証・改善に繋がっていきます。
	20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的なモニタリング・面談の実施をおこない、保護者様からのご要望を取り入れながら児童の状況把握・見直しをおこなっています。	今後も、事業所内での個別支援会議において児童の状況を明確に保護者様にお伝えし、モニタリングと計画の見直しにより適切におこなえるように努めてまいります。
	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子ども等を支援している最もふさわしい者が参加している	○		相談支援事業が機能していないので担当者会議が機能していません。事業所内では、児童発達支援管理責任者だけでなく、療育担当者・職員全体で情報共有に努めています。	今後も同様に、児童発達管理責任者を軸に、職員参加でおこなってまいります。
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		現在、コロナ禍で電話対応の場合もありますが、子ども発達センター・保育園・保健センター・幼稚園との連携をしています。送迎時等、先生方に当日の様子をお尋ねしたり、必要に応じて関係機関連携をおこなう支援しています。	今後も関係機関との連携を大切に、連携した支援をおこなってまいります。
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25 移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		コロナ禍のため、電話対応等も多いですが、送迎時に関係機関の先生との対話をもち、できる限りの連携をとっております。	今後も関係機関との連携を大切に支援してまいります。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保護者様・関係機関の先生と必要に応じて情報共有の場を設け、情報共有・相互理解を図っています。	今後も、関係機関との連携を大切に、支援内容等情報共有と相互理解に努めてまいります。
	27 他児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		新型コロナウイルスの感染予防の観点から、外部研修等への参加は、控えていただいています。	コロナ収束後は、外部研修にも積極的に参加し、助言を求め、より良い支援に繋がってまいります。
	28 保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		コロナ感染予防の観点から、現時点では児童の交流機会は作れていません。	事業所の収束後は、感染予防・確認のニーズ・保護者様のご意向を確認・検討し、個人情報を守りながら今後の課題とします。
29 (自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		今年度はコロナの影響で参加機会はありませんでした。	コロナ収束後は、自立支援協議会の部会員として参加し、地域活動もおこなってまいります。	
保護者への説明責任等	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		通所・送迎時に保護者様からのご相談をいただくことがたくさんあり、園や自宅の様子をお伺いし、助言をおこなっています。また、こちらからも気づいた点をお伝えすることで状況や課題に気づきやすくなり、共通理解につながっています。保護者様との細やかな情報共有と、更新で共通理解を図り、より良い支援に繋がるように今後も継続してまいります。	今後も保護者様との普段からの何気ない会話や、児童の状況について話し合いを多くもち、気軽に相談していただける環境や信頼関係を大切にしていきたいです。
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		子育てのお悩みやご相談についても相談をおいさぐちで、必要に応じた時間・面談を設け、傾聴を心がけ、状況に応じた助言に努め、少しでもお困りごとの解消に繋がるよう心がけています。	今後保護者様との普段からの何気ない会話や、児童の状況について話し合いを多くもち、気軽に相談していただける環境や信頼関係を大切にしていきたいです。
	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		ご契約時の読み合わせでは、丁寧にわかりやすい説明を心がけています。	今後も丁寧な説明に努め、理解していただくかどうか再度の確認に努めてまいります。
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら児童発達支援計画の同意を得ている	○		ガイドラインに沿った支援計画を立て、その計画に沿ってご意向・課題に相違ないか確認しながら、充分な説明のうえ、同意を得て署名をいただいています。	今後も児童の状況・発達に応じた支援計画を作成し、丁寧な説明を心がけ、しっかりとご理解いただき、同意をいただけるよう努めてまいります。
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		連絡帳・送迎時・電話対応時等の保護者とのコミュニケーションツールを最大限に活用するとともに、こちらからの困りごとへの気づきによるお声かけ・助言に努めています。また、ご希望により個別にご家庭や事業所内での相談時間を設け、必要な支援と助言をおこなっています。	今後も同様に、細やかな対応と配慮を心がけ、支援してまいります。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		本年度は、感染症予防の観点から、父母の会を開催する機会を持つことができませんでした。	保護者会等の開催につきましては、感染症予防の観点から当面の間は控えてさせていただきますが、コロナ収束後の共通理解や開催への準備をしていきたく思います。
	36 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		保護者からの申し入れや相談に対しては、職員全体に周知し、状況説明と、可能な範囲での迅速かつ適切な対応に努めております。	今後も、助言や迅速な対応を心がけ、声を掛けやす相談のしやすい事業所を目指します。
	37 定期的な会報等を通じて、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		公式 Web サイトでブログで定期的に児童の成長をお伝えし、また4回「COMPASS 便り」を季刊発行しています。またカレンダーと事業所便りを毎月配布して事業所での様子を発信しています。	今後は、毎月のお便りでの活動報告や行事予定のお知らせ・公式サイトへの新着案内等、より充実させながら継続的にのお知らせしてまいります。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報記載の書類は鍵付き書庫で保管し、情報流出がないように慎重に取り扱っています。写真掲載等、個人情報に係ることに関しては、その都度事前の確認をさせていただきます保護者様に同意を得ています。	引き続き個人情報は慎重に取り扱い、厳重な保管を徹底します。職員全体での情報管理に対する認識もより高めていきたいと思います。
	39 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		それぞれの特性に応じて、口頭だけでなく書面や提示物等のできる限り手段を活用して情報伝達に配慮しています。	今後も一つの方法にこだわらず、改善を重ねて、意思疎通・情報伝達のより伝わる手段が増え、より配慮してまいります。
40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		新型コロナウイルス等の感染予防・個人情報保護の観点から地域交流は控えていただいております。	今後も、利用児童の安全を第一に考えて対応させていただきます。保護者様のご意向や状況では可能な範囲での取り組みを検討していきたく思います。	
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各種マニュアルは保護者様にも確認していただきやすいように事業所の玄関に掲示しています。また、災害の発生想定訓練は定期的に実施し、訓練結果に対しての改善も職員で話し合い、突然の発生に備えています。	今後も職員への周知と、訓練を継続し、全体での定期的なマニュアルの更新にも努めていきます。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		定期的に火災・地震・風水害・不審者対応訓練を実施し、訓練後の職員間での課題の検証と共通理解・改善に努めています。	今後も定期的な訓練を変えた避難訓練をおこなわせ、非常時の職員に備えてまいります。
	43 事前、服薬や予防接種、確認かん発作等の子どもの状況を把握している	○		契約時、その後も定期的に保護者様に十分な確認をおこなうとともに、職員全体に周知し、把握しています。対応については、児童発達支援管理責任者の責任のもと、的確な対応をおこなわれるよう徹底しています。	今後も継続して、児童の状況の確認と的確な対応をおこない、定期的な保護者様への聞き取りとともに職員全体での対応方法に対する指導・理解の一致に努めてまいります。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		現在、食物アレルギーのある児童はいませんが、事業所としては、アレルギーのある児童については、保護者様にアレルギー調査票の記入を依頼し、いつでも確認できるように、アレルギー一覧表を作成して、全員で把握し、対応に努めます。	今後、対象となる児童の受け入れがあった場合は、それぞれのマニュアルを作成し、慎重な対応を心がけてまいります。
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットは、些細なことでも記録することと位置づけ、誰でも児童の安全のために事例集を作成しやすいように職員全員に周知し作成するようにルール化しています。作成された事例は、定期的な会議等で取り上げ、話し合う機会を作り、再発と危険予防に努めています。	今後も継続して避難・危険な事故防止に努めてまいります。
	46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		コロナ禍のため、外部研修は控えています。事業所内では、定期的にマニュアルに沿った職員研修を実施し、虐待について理解を深め、適切な対応が保たれるよう日々努めています。	今後も職員同士の話し合い・対応の仕方等の研修機会を増やし、継続して虐待防止に努めてまいります。
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		契約書類に身体拘束についての記載があり、生命・身体保護のためにのみ、やむを得ず身体拘束に踏み切る場合は保護者様の同意を得るようになっています。個別支援計画へも記載してまいります。	身体拘束の必要性については随時検討を重ね、十分な協議・了承をいただいたうえで、支援記録に記載するようにいたします。またその場合でも、できる限り早期に改善・解決できるように支援し、保護者様に丁寧な説明報告をいたします。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。